

肖像権に関する取扱いについて

2021年2月5日 改定

一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「OFA」という）は、OFAが主催する大会及びイベントに参加または関与する競技者、指導者、審判員その他の関係者の肖像権の取り扱いに関し、以下の通り対応するものとする。

1、肖像権に関する取り扱い

OFAが主催する大会及びイベントに参加または関与する競技者、指導者、審判員その他の関係者の肖像権は以下のとおり取り扱われるものとし、OFAは大会要項その他において以下の趣旨を記載して、周知するものとする。

（1）写真

- ① OFAで撮影した写真が、大会運営、広報活動及び販促活動のため、ホームページ、広報誌及びSNS等で使用されることがある。
- ② OFAに認められた企業、団体及び報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- ③ OFAに認められた提携写真事業者によって撮影された写真が、「参加者向け写真販売サービス（ウェブサイトを通じた通信販売を含む）」で使用されることがある。

（2）映像

- ① OFAで撮影した動画が、大会運営、広報活動及び販促活動のため、ホームページやSNS等で使用されることがある。
- ② OFAに認められた企業、団体及び報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

（3）競技者及び指導者等の承諾

競技者、その保護者（親権者）及び指導者は、参加チームが大会等に参加申込をしエントリーをした時点で、上記（1）（2）の取り扱いにつき承諾したものとする。名目の如何に問わず一切の対価を請求しない。

（4）その他関係者の承諾

審判員、大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、OFAと大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者は、上記（1）（2）の取り扱いにつき承諾したものとする。名目の如何に問わず一切の対価を請求しない。

2、OFAの対応

OFAは上記1（1）（2）の目的以外には写真、映像を使用しないことを徹底し、厳正なる管理のもとに保管する。

以上